区分	病床の数	額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	稼働病床の数	一、四〇八、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	稼働病床の数	九三九、〇〇〇円

区分	病床の数	額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	一、三四九、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	八九九、〇〇〇円